

令和８年度 設楽町中学生海外派遣事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本公募は、令和８年度の設楽町当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本業務は当該予算成立後に効力が生じます。そのため、当該予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受注予定者において損害が生じた場合にあっては、設楽町はその損害について一切負担しません。

１ 目的

この要領は、設楽町が「令和８年度設楽町中学生海外派遣事業業務」を委託するにあたって実施する公募型プロポーザル方式による委託予定事業者の選定（以下「本件プロポーザル」という。）およびこれに係る委託契約（以下「本件業務」という。）に必要な手続きを定めるものとする。なお、このプロポーザル実施要領は、年度開始前の契約準備行為として行うことを明記いたします。

２ 本件業務の概要

- (1) 実施主体 設楽町
- (2) 委託業務名 令和８年度設楽町中学生海外派遣事業業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和８年８月３１日（月）まで
- (5) 契約上限額 １０，５００，０００円（消費税および地方消費税を含む）
- (6) 最低制限価格 制限しない

３ 選定・評価方式

- (1) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 評価方式 提案書、プレゼンテーションおよび見積価格による総合評価方式（別添「審査表」のとおり）
- (3) 評価方法
 - ア 一次審査
設楽町教育委員会教育課において、審査表に基づき審査します。
 - イ 二次審査
町が別に定める構成員により組織された「令和８年度 設楽町中学生海外派遣事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）が行います。
 - ウ 二次審査による順位点の合計が最も高いものを最優秀提案者として選定します。順位点が同じである者が複数いる場合は、一次審査の合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

4 参加条件

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 設楽町の旅客業等業務に係る入札参加資格者名簿に「旅行」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の実績を有するもの。本社、支店、又は営業所を問わず事業者全体としての実績を含むものとする。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て、また民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 設楽町暴力団排除条例（平成 24 年設楽町条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団員等ではないこと。
- (7) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (8) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。

5 欠格事由

- (1) 上記参加条件を満たさないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

6 応募の手続き

- (1) 実施要領等の配布

〔配布期間〕 令和 7 年 9 月 19 日（金）～令和 7 年 10 月 16 日（木）

〔配布場所〕 （ダウンロード）設楽町ホームページ

（直接配布）〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
設楽町教育委員会 教育課

- (2) 応募にかかる質問事項

〔受付期間〕 令和 7 年 9 月 19 日（金）～10 月 1 日（水） 17：00

〔質問方法〕 メールにて【様式 1 質問書】を以下送付先に提出

※ 件名を「中学生海外派遣事業業務にかかる質問」とすること。

※ 開封確認付きメールにて送信し、2 日以内に開封されない場合には提出先に電話連絡のうえ受信確認を行うこと。

〔提出先〕 設楽町教育委員会 教育課代表メール

kyoiku@town.shitara.lg.jp

〔回答期日〕 令和 7 年 10 月 6 日（月）

〔回答方法〕 設楽町ホームページに掲載

- (3) 応募書類の提出

〔提出期間〕 令和 7 年 9 月 19 日（金）～令和 7 年 10 月 16 日（水） 17：00

〔提出方法〕 持参または郵送

※ 郵送での申込の場合は令和7年10月16日(水)必着とする。

※ 郵送事故での期限の超過は認めない。

[提出書類] A4版 各1枚(※提案書B除く)、片面印刷、2部提出

【様式2 参加申込書】

【様式3 事業者概要】

【様式4 実績調書】※2枚以内

【様式5 業務実施体制調書】

【様式6 担当者調書(担当者、添乗員)】

【様式自由 提案書A】(事前研修計画)

【様式自由 提案書B】(現地研修計画)※2枚以内

【様式自由 提案書C】(渡航・ホテル滞在計画)

【様式自由 見積書】(仕様書「6 見積経費の内容」の項目で整理すること)

7 審査の実施

(1) 一次審査

設楽町教育委員会教育課において、一次審査を実施する。

応募事業者が5社以上あった場合、4社を選考する。

[実施日] 令和7年10月17日(金)

[審査方法] 審査表の評価項目における採点

[結果通知日] 令和7年10月20(月)

[結果通知方法] 全事業者にメールにて通知と合わせて電話による確認を行う。

(2) 二次審査

審査委員会において、二次審査を実施する。

[実施日] 令和7年10月23日(木)午後

[開始時間] 令和7年10月20日(月)に参加者へメールにて連絡。

[場所] 設楽町役場庁舎内 ※詳細は開始時間と合わせて連絡。

[割当時間] 15分以内

[質疑応答] 5分程度

[出席人数] 1事業者あたり3名以内

[備考]

(ア) 提案書A～Cに基づいたプレゼンテーションとすること。

(イ) プロジェクター・スクリーンは本町にて用意する。その他必要な機材がある場合は各自にて用意すること。

[審査方法] 審査基準における採点

[結果通知日] 令和7年10月24(金)

[通知方法] 1位の事業者への電話連絡およびプレゼンテーションに参加した全参加者に対し書面(郵送)による通知を行う。

8 契約の締結

- (1) 本件プロポーザルにおける最優秀提案者を本委託業務の委託予定事業者として契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。
- (2) 最終的な契約内容および金額については、委託予定事業者と本町の間で提案内容等を確認し、実際の業務について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定する。
※提案内容および見積書の提出をもって直ちに契約を行うものではない。
- (3) ただし、提案資料および提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

9 契約までのスケジュール（予定）

9月19日（金）～10月16日（木）	実施要領等の配付期間・参加申込受付
9月19日（金）～10月 1日（水）	質問受付期間
10月 6日（月）	質問回答公表
10月17日（金）	一次審査
10月20日（月）	一次審査結果通知
10月23日（木）	二次審査実施
10月24日（金）	二次審査結果通知

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類はすべて返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、提出者に帰属する。但し、本町が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、提案書および添付書類の複製の作成及び内容が無断・無償で利用できるものとする。
- (4) 提出書類の差し替え・再提出は提出期限までであれば認める。
- (5) 本案件にかかる情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルの審査経過・結果に関する問い合わせには応じない。
- (8) 審査委員会に関する情報は非公開とする。

11 問い合わせ先

設楽町教育委員会教育課

住 所	〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
担 当	総務係（大久保）
電 話	0536-62-0531
F A X	0536-62-1332
メー ル	kyoiku@town.shitara.lg.jp

別添 審査表

- (1) 委員は評価項目ごとに点数をつけ評価する。
 (2) 審査の配点は下表のとおりとする。

	様式	評価項目	評価点					配点
			優良	良	普通	やや劣	劣	
一次審査	様式 3～6	十分な実績があるか 適正な管理体制がとられているか	20	16	12	8	4	20
	見積書	・見積が最も低い事業者を 10 とする ・その他の事業者については、最も低い見積金額を当該事業者の見積金額で除した 得た数値に配点 10 点を乗じて得た数値を得点とする。(小数点以下切捨て)						10
二次審査	提案書 A	事業説明会について、保護者等へわかりやすく 派遣先の情報や渡航準備について説明できる ようになっているか	10	8	6	4	2	10
		2回の事前研修について、仕様書の目的が達成 できるよう、効果的な内容となっているか	20	16	12	8	4	20
	提案書 B	国立大学学生との B&S プログラムは、充実し ているか、独自性があるか。大学との綿密な調 整、日本語に精通し中学生に安心安全な対応が できる大学生が配置されるようになっている か	20	16	12	8	4	20
		行政関連施設または日系企業訪問先は、地域住 民と協働する大切さや次世代の地域社会の指 導者の育成などを学べる内容となっているか、 独自性があるか	20	16	12	8	4	20
		SDGs プログラムは、持続可能な開発の取組を学 べる内容となっているか、独自性があるか	20	16	12	8	4	20
		その他研修内容以外の行程で、仕様書の目的が 達成できるよう、効果的な内容となっているか	10	8	6	4	2	10
	提案書 C	航空券予約・発行、出入国審査の手続きを確実 に遂行できるか	10	8	6	4	2	10
		ホテルの選定は、適切な立地、利便性、清潔さ、 料金、安全性、治安を考慮されているか	20	16	12	8	4	20
		現地での参加者の安全確保、緊急時の対応、緊 急退避が必要になった際のサポート体制は適 切か	10	8	6	4	2	10
	合 計							

(3) 順位点

項 目	順位点
二次審査の合計点数が最も高い応募事業者	4
二次審査の合計点数が2番目に高い応募事業者	3
二次審査の合計点数が3番目に高い応募事業者	2
二次審査の合計点数が最も低い応募事業者	1